

木造技術者育成事業における技術アドバイザー等設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、木造技術者育成事業（以下、「育成事業」という。）における、新たな木質部材の利用促進等の実績を持つ専門家（以下、「技術アドバイザー」という。）の配置と技術支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術アドバイザーの配置)

第2 主として非住宅建築等に関連する事業者（県内の建築士、建設・建築業者、不動産業者、公共事業発注者（国、県、市町村の建設・営繕関係者）等をいう。）を対象とした技術支援を実施するため、技術アドバイザーを置くものとする。

2 技術アドバイザーは、公益財団法人秋田県木材加工推進機構（以下「機構」という。）が委嘱する木材関係技術コンサルタントとし、相談内容に応じた技術支援を行うものとする。

3 特に専門性の高い相談については、技術アドバイザーと機構が協議し、技術アドバイザーが推挙した専門家（以下「選任アドバイザー」という。）により対応できるものとする。

4 選任アドバイザーは、別表に掲げるいずれかの要件に該当する者であることとする。

(技術アドバイザーの業務)

第3 技術アドバイザーの行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 育成事業により整備しようとする民間施設における木材利用に係る知見や技術情報を活かした調査、指導及び助言に関すること。

(2) 県内における新たな木質部材等の木材利用に係る知見や技術情報を活かした調査、指導及び助言に関すること。

(3) 普及啓発事業のうち、機構が開催する建築講座等についての指導及び助言に関すること。

(4) その他、新たな木質部材等の利用・普及等に関すること。

(相談窓口の設置)

第4 技術アドバイザーへの相談等に対応するため、機構内に新たな木質部材等利用相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口における業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 技術アドバイザーによる調査、指導、助言等に関すること。

(2) 新たな木質部材等の利用のため、国、県、関係団体等の支援策に関する情報提供等に関すること。

(技術アドバイザー及び選任アドバイザーの守秘義務)

第5 技術アドバイザー又は技術アドバイザーであった者、選任アドバイザー又は選任アドバイザーであった者が、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(経費の負担)

第6 技術アドバイザー及び選任アドバイザーの活動に要する謝金及び旅費等に関しては、機構が負担するものとする。

(その他)

第7 この要領で定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、機構と技術アドバイザーが協議の上、別途定めるものとする。

(附則)

- ・この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第4関係）

大学又はこれに準ずる研究機関等において、木造建築物を主体とした研究や新たな木質部材等に関する開発や研究に従事した経験が概ね5年以上あること。

企業や民間、団体等において、木造建築物を主体とした研究や建築に従事した経験があり、新たな木質部材等に関する開発や業務に従事した経験が概ね5年以上あること。

建築や森林・林業に関する国家資格（一級建築士、構造一級建築士、技術士等）、大学における専門分野の学位を有し、これまでに国、他県や業界団体が開催する木材や建築に関する講義・研修で対応した実績等があること。